

## 告 示

### 埼玉県杉戸県土整備事務所長告示第二十号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第二項の規定に基づき、次のように道路の供用を開始する。

その関係図面は、平成二十九年十月二十四日から三十日間埼玉県県土整備部道路環境課及び埼玉県杉戸県土整備事務所において一般の縦覧に供する。

平成二十九年十月二十四日

埼玉県杉戸県土整備事務所長 小 高 巖

春日部久喜線	路線名
南埼玉郡宮代町和戸二丁目一三九番一 地先から同郡同町和戸二丁目一二七番 五地先まで	供用開始の区間
平成二十九年十月二十四日	供用開始の期日
平成二十五年十月二十九日付け埼玉県杉 戸県土整備事務所長告示第十七号で告示 した道路予定区域の一部供用開始である。 延長 三八・九〇メートル	備考